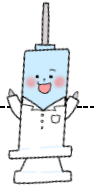


【お子さんの定期予防接種について】

R6.4.1 時点 多治見市保健センター

ワクチンの種類		標準的な接種期間	対象者	回数	間隔
小児用肺炎球菌		初回接種開始は 生後2月～生後7月未満 追加接種は、初回接種終了後 60日以上の間隔を置いて 生後12月～15月未満	生後2月～ 60月未満 (5歳未満)	初回 3回 追加 1回	<p>【初回接種開始が生後2月～7月未満の場合】 ●初回接種：標準的には生後12月までに27日以上の間隔で3回。ただし、初回接種のうち2回目、3回目の注射は2歳未満で行う。それを超えた場合は行わない。初回接種のうち2回目は1歳未満で行う。それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わない。 ●追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔を置いて、1歳以降において1回行う。</p> <p>【接種開始が生後7月以上の場合】接種開始が生後7月～1歳未満の場合は初回2回、追加は1歳以降に1回。接種開始が1歳～2歳未満の場合は、60日以上の間隔で2回。接種開始が2歳～5歳未満の場合は1回。</p>
B型肝炎		生後2月～9月未満	1歳未満	初回2回 追加1回	27日以上の間隔あけて2回接種 第1回目の注射から139日以上
BCG		生後5月～8月未満	1歳未満	1回	
5 種 混 合	第1期 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ ヒブ	第1期初回：生後2月から 12月未満（1歳未満） 第1期追加：第1期初回接種 (3回)終了後12月～18月 までの間隔をおく	生後2月～ 90月未満 (7歳6か月 未満)	3回	生後2月以降できるだけ早期に接種を開始し、20日以上、標準的には20日～56日の間隔で、第1期初回接種を確実に行うことが必要 第1期初回接種(3回)終了後6か月以上
	第2期 DT ジフテリア 破傷風	11歳～12歳未満		11歳～ 13歳未満	
					*予診票は、小学6年生の4～5月頃に郵送します。
ロタウイルス (経口)		初回接種は 生後2月～14週6日後 までの間	<p>●ロタリックスを使用する場合の対象者：出生6週0日～24週0日後までの者、 回数は27日以上の間隔を置いて2回。</p> <p>●ロタテックを使用する場合の対象者：出生6週0日～32週0日後までの者、 27日以上の間隔を置いて3回。</p>		
MR (麻しん風しん 混合ワクチン)		第1期：生後12月～24月未満 (2歳未満) 第2期：小学校就学前の1年間 (年長児)	1回 1回	※第1期の予防接種は、1歳になったらできるだけ早期に行う	
水痘		1回目：生後12月～15月 未満 2回目：1回目の注射終了後 6月～12月までの間隔を おく	生後12月～ 36月未満 (3歳未満)	2回	3月以上（標準的には6月～12月まで）
日本脳炎		第1期初回：3歳～4歳未満 第1期追加：4歳～5歳未満 第2期：9歳～10歳 未満	生後6月～ 90月未満 (7歳6か月 未満) 9歳～ 13歳未満	2回 1回 1回	6日以上（標準的には6日～28日まで） 初回接種終了後6月以上（標準的にはおおむね1年を経過した時期） *予診票は、小学4年生の4～5月頃に郵送します。
HPV (ヒトパピローマ ウイルス)		定期：小学6年～高校1年相当の女子 (標準的な接種時期：中学1年) キャッチアップ接種（R6年度未まで）：高校2年～ 平成9年度生まれまでの女子 ※キャッチアップ接種はR6年度で終了です		2回 または 3回	<p>【9価ワクチンの場合】 ●1回目を15歳未満で接種する場合（2回接種）：2回目は、1回目から6か月以上あけて接種。 ●1回目を15歳以上で接種する場合（3回接種）：初回接種後、2回目は1回目から2か月後、3回目は1回目から6か月以上あけて接種。</p>



注意事項

ワクチンは、対象年齢になったら多治見市指定医療機関で予約を取り、早めに接種をしましょう。
指定医療機関は、各予診票の裏面に掲載しています。
接種を受けるときには、母子健康手帳と多治見市が発行した予診票が必要です。

【お子さんが生まれたとき】

- 定期予防接種の予診票は、生後2か月までに多治見市の住所地へ郵送します。
- 予防接種について分からないことは、保健センターにお問い合わせください。

【予診票を紛失してしまった時】

- 接種を希望する子の母子健康手帳を持って、保健センターへお越しください。



【多治見市に転入した時】

- 転入前の自治体の予診票がある方は、前市の予診票と母子健康手帳を持って、保健センターで差し替えを受けてください。前市の予診票は、多治見市では使用できません。

【多治見市から転出した時】

- 転入先の保健センター（保健所）に、多治見市の予診票と母子健康手帳を持参してください。
予防接種の受け方は、自治体ごとに異なる場合があります。

【多治見市以外の医療機関で接種を受けたい時】

● 岐阜県内医療機関の場合

岐阜県内の場合は、「広域予防接種登録医療機関」であれば、多治見市の予診票を使用して接種を受けることができます。
対象の医療機関か確認する場合は、「岐阜県広域予防接種事業」で検索できます。



● 岐阜県外医療機関の場合

里帰りや、病気の治療のためなどの理由があって、県外で接種する必要がある場合に限り、接種の申請ができます。

【県外接種の申請について】

- ・ 接種を受ける前に、保健センターへの申請が必要です。
- ・ 申請には2週間ほどかかります。申請手続きが終わってから接種が可能となります。
- ・ 接種時に多治見市の予診票を使用しますが、接種費用は一旦全額自費で支払いが必要です。
- ・ 接種後に再度手続きをすると、接種費用を払い戻します。（上限があります）
（手続きの詳細は、保健センターにお尋ねください。）

その他、予防接種に関する最新情報は、市のホームページに掲載しています。→



【お問い合わせ】

多治見市保健センター 母子保健グループ
電話：23-6187 FAX：25-8866